

## 日英語における助動詞の解釈について

### —— Interpersonal Meaning から見た Mood and Modality ——

龍 城 正 明

#### I はじめに

英語のモダリティーを表す表現で、法の助動詞として知られる語彙は、その歴史的な変遷と相まって、その用法が極めて多岐をきわめている。その結果、英語の助動詞は語根の意味 (root/deontic meaning=RM) と陳述緩和的意味 (epistemic meaning=EM) と呼ばれて二大別されてきた。<sup>1</sup> しかし、この分類法が日本語をはじめとする、多くの非印欧語族の言語に適用されるか否かは大いに疑問となる点である。<sup>2</sup> 本論では、日英語のモダリティーについて、助動詞を含む表現に限って考察し、従来の、ともすれば英語を基本とした助動詞の分類法がもつ問題点を挙げ、選択体系機能言語学の枠組みで、対人的機能という観点から助動詞を含む、モダリティーの取り扱いを考察していくことにする。

まず、上述の RM と EM について、Coates (1992) の分類を見てみよう。彼女は先駆者達の見解も含め、RM と EM を以下のように分類している。

(1) RM = 語根の意味 (root/deontic meaning)

許可, 義務, そして, 可能性や必然性を表す意味内容。

EM = 陳述緩和的意味 (epistemic meaning)

話し手の推量や可能性の評価, 多くは命題内容に関する話し手の自信や自信の欠如を表す意味内容。<sup>3</sup>

Coates も指摘するように、このような分類法は世界の言語の Modal System を記述するには大変有効な手段となり得るかもしれない。しかし、この分類法は多分に英語の歴史的な意味的变化に依ったものと言わねばならない。即ち、英語の変遷という観点からは、現在用いられているほとんどの助動詞が、かつては本動詞として用いられていたことから、EM を RM から派生したものと捉えることが可能である。したがって、英語の助動詞のように、ひとつの語彙を2つの用法に分化させて解釈するためには極めて有効な手段といえる。しかし、Modal とは「話し手の心的状態を表す手段である。」と理解するむきには、ここでの EM が基本的な用法として捉えられることが多く、それゆえ、この EM と RM とが同等、もしくは平行して論じられることが多々あった。勿論、EM が生じた時点では、話し手自身の推量や可能性を表す意味は極めて弱かったと思われるが、次第に pre-modal と呼ばれる時点を経て、話し手の心的状態を表す意味内容が強くなり、やがて、従来の RM から完全に分離した形での EM をもつ用法が確立したとされる。その結果、以下に示すように、英語では同じ言語形式 (linguistic form) を用いて、RM と EM の両方を表すこととなったのである。

(2)

	Root		Epistemic	
CAN	permission	possibility	possibility	MAY
MAY	←—————→			
MUST	obligation	necessity	necessity	MUST
HAVE TO	←—————→			HAVE TO

したがって、ともすれば、文の形式的な文法形態と、言語行為との間に「ずれ」が生じる結果となり、その発話がなされたコンテキストなしでは、

正しい意味解釈がなされなかったり、その用法の解釈に曖昧性を含む結果となった。

先ず、安井（1976）で論じられている以下の例文を見よう。<sup>4</sup>

(3) You may go.

これは通例「許可」を表すものであるが、この発話における話し手は常に「許可」を意図しているとは限らず、「命令」を意図していることもあり得る。「命令」の場合、(3)は言語形式としては平叙文の形をとっていることから、通例、「動詞で始まる」という命令文の言語形式をとっていないことになる。即ち、言語形式と言語行為との「ずれ」が生じているのである。同様に、以下の例文に見るように、言語形式は疑問文であるが、意味内容は「依頼」を表すものであるとするならば、これも言語形式と言語行為の「ずれ」となる。<sup>5</sup>

- (4) a. Would you be willing to take out the garbage?  
b. Could you take out the garbage?  
c. May I ask you to take out the garbage?  
d. Can you take out the garbage?

安井によると、いずれも「依頼」を表している表現であることに変わりはないが、(4a)は相手の「好意」に、(4b, d)は「能力」に、(4c)は「願いをしてよい状況」の存在に、それぞれ焦点をおいた表現であるという。

以上では助動詞を含む表現における、言語形式と言語行為の「ずれ」を見てきたわけであるが、このようにモダリティーとしての意味解釈の曖昧性が生じるのは、偏に異なった意味内容を表すのに、同じ言語形式を用いて言語行為を行うからに他ならない。そこで、次節では、この点について、日英語助動詞の語彙を比較対照して考察してみることにする。

## II 日英語助動詞比較対照—Root & Epistemic Meaning と語彙の相違を中心に—

本節では、英語の助動詞 *must, can, may, will, should* の5つをとりあげ、それぞれの RM と EM についての意味解釈の違いを、日本語の助動詞と対照して見ていくことにする。

先ず *must* という語彙について以下の例を見てみよう。

### (5) MUST

- a. You **must** be very careful. (RM) あなたは大変注意深く  
なければならない。
- b. You **must** be very careless. (EM) あなたは大変不注意に  
違いない。

英語の場合は RM と EM という二つの意味解釈の違いは語彙としての *must* には表れない。しかしながら、(5a) は obligation を表す RM と解され、(5b) は necessity を表す EM と解される。ところが、以下のような例文(6)では RM/EM の双方をもっていると見なされ、コンテキストなしでは、いずれの意味かを判定することは無理である。

- (6) Bill **must** be quiet. (RM) ビルは静かにしていなければならない。  
(EM) ビルは物静かな人に違いない。

ここでの注目点は英語は同じ語彙を用いているにも係わらず、日本語の RM には「なければならない」、EM には「違いない」という異なった語彙を用いている点である。以下同様に、*can, may, will, should* について見ていくことにする。

## (7) CAN

- a. Mary **can** swim. (RM)  
メアリーは泳ぐことができる。
- b. Our team **can** easily beat your team. (RM)  
我がチームは簡単に君のチームを負かすことができる。
- c. You **can** go. (EM)  
あなたは行ってもよい。
- d. It **cannot** be true. (EM)  
それは本当であるはずがない。

## (8) MAY

- a. John **may** leave tomorrow. (RM)  
ジョンは明日出発してもよい。
- b. You **may** smoke in this room. (RM)  
この部屋でたばこをすってもよい。
- c. Mary **may** not know. (EM)  
メアリーは知らないかもしれない。
- d. It **may** be true. (EM)  
それは本当かもしれない。

## (9) WILL

- a. John **will** drive Mary home. (RM)  
ジョンがメアリーを家まで送るつもりだ。
- b. Bill **will** go swimming in dangerous water. (RM)  
ビルは危険な海で泳ぐつもりだ。
- c. Mary **will** come tomorrow. (EM)  
メアリーは明日くるでしょう。

- d. Tom **will** have arrived by now. (EM)

トムは今頃までには到着しているでしょう。

(10) SHOULD

- a. You **should** go and see 'Phantom of the Opera.' (RM)

君は「オペラ座の怪人」を見にゆくべきだ。

- b. I **should** have studied yesterday (RM)

私は昨日勉強するべきだった。

- c. Bill **should** have been here by now. (EM)

ビルは今までにはここへきているはずだ。

以上の例からも明確なように、日本語では RM と EM とに用いられる語彙には明確な相違がある。これは英語が歴史的な変遷のもので、一つの語彙において、意味の分化が生じたにも係わらず、日本語ではそのような意味の分化が起こっていないと言うことを如実に示した例に外ならない。とすれば、RM と EM の相違は同じ語彙からの「意味の分化」という観点ではなく、このような助動詞を含む表現において、モダリティーという観点から考察し、これら二つの意味解釈がおこった理由を考察していくべきであろう。次節では、機能主義の立場から、ハリデイの解釈に基づいて、この問題を見ていくことにする。

### Ⅲ 機能言語学におけるモダリティーによる RM と EM との意味解釈

先ず、再度 (5a, b) について、ハリデイの見解を見てみよう。<sup>6</sup> (5a) は “you are required to be” という解釈が成り立ち、(5a) は “it is obvious that you are” という 2つの異なった解釈が成立するが、これは、(5a) “careful”, (5b) “careless” という異なった語彙が選択されているからに他ならない。ハリデイも言うように、“you must be very sympathetic” という文において

は上記の2つの解釈が成り立ち、その解釈には大いなる曖昧性を含んでいる。この曖昧性を明確にするのに、“possibly”という語を用いた表現を考えてみよう。以下の例もハリデイからの引用である。<sup>7</sup>

- (11) a. Possibly this gazebo was built by Sir Christopher Wren.  
 b. This gazebo may have been built by Sir Christopher Wren.  
 c. Possibly this gazebo may have been built by Sir Christopher Wren.

(11a)には“possibly”が用いられ、(11b)は“may”という助動詞が用いられ、(11c)では“possibly”と“may”との双方が用いられている。このように語彙選択の相違はあるが、“possibly”と“may”という語彙を含んでいる以上、ハリデイによれば、(11a - c)はすべて、「話し手の話している内容に対する、話し手による可能性の判断 (speaker's assessment of probabilities)」を表したものであるという。したがって、(11)に挙げたすべての形式は「規定型、<sup>8</sup> 平叙形、独立節、規定形従属節」という条件に限られたものであるとする。しかしながら、(12)に示すように、その内容が話し手の聞き手に対する判断を仰いだ内容ならば、疑問形であっても成立することになる。

- (12) Could you perhaps have left a note somewhere?

この場合は“Do you consider that there is a chance that...?”という話し手の判断が含まれていると解釈できるからである。以上のように、意味解釈上では「話し手の心的態度」を表明し、構造上では(11-a)に見られるように“possibly, surely, perhaps, obviously”などに代表される副詞を含む表現か、(11b)に見られるように、助動詞を含む動詞的機能をもつ要素のいずれか、あるいは(11c)のように双方の機能をもつ要素が含まれている表現を

Modality と呼ぶ。しかし、この概念も、最近では 1994 年に出版された *An Introduction to Functional Grammar (=IFG)* の第 2 版では次のように改訂されている。<sup>9</sup> ハリデイによると、「規定形とは、その固有性質として、肯定か否定かの両極にその解釈は二分することが可能であるが、possibility や maybe, sometimes など肯定・否定の両極には簡単に二分するわけにはいかない。これらはともすれば、肯定と否定の限りない中間点に位置するものである。」したがって、これらの中間度における意味解釈を集合的に MODALITY と呼ぶのである。この MODALITY という概念は勿論、「話し手の聞き手に対する心的態度の表明」という点に鑑みて、選択体系機能言語学の枠組みでは、「対人的」な機能をもったシステムであるとされる。

ではすべての助動詞を含む表現が「話し手の可能性による判断」を基にしたものかという点、そういうことにはならないのである。これに関しては以下の例を見てみよう。

- (13) a. You must build a gazebo.  
 b. I can't build a gazebo. If I could I would.  
 c. Well you ought to be able to.

ハリデイによると、(13a - c) については、「話し手の可能性による判断」とは無関係であるという。即ち、ここでの例は「可能性による判断」という曖昧な意味内容ではなく、(13a) では「～しなければならない」という「命令」、(13b) では「～できない」という「能力」。また、(13c) では「～すべきだ」という「義務」の意味内容が表れている。したがって、同じ助動詞、must, can, would, ought to 等含む表現でも、「命令」、「許可」、「能力」、「義務」などという明確な機能を表しているということが出来る。これは言い換えれば、話しの内容における命題の一部ということになり、上述の (11a - c) が対人的機能をもった節<sup>10</sup>とは異なって、(13a - c) は観念構成的機能を備

えた節であるといえ、このような、「義務」や「命令」を表す機能をハリデイは MODULATION と呼んで、MODALITY と区別することを提唱したのである。

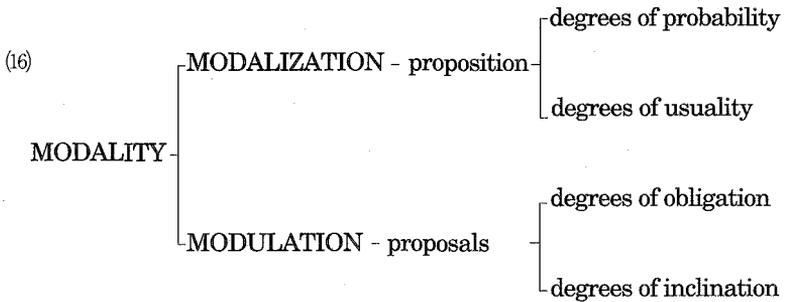
ハリデイは以上のように MODALITY と MODULATION という概念を区別したが、*IFG* では MODULATION に対する新しい概念として、従来の MODALITY に対し、MODALIZATION という新しい術語が用いられている。この区別がなされた要因としては次の2つの分類が考えられる。

- (14) a. 話す内容に関する命題 (proposition),  
 即ち「情報 (information)」と解される  
 「陳述 (statements)」と「質問 (questions)」の区別。
- b. 提案 (proposal), 即ち「業務取引 (goods & service)」と解される  
 「提案 (offers)」と「命令 (commands)」の区別。

(14a)「命題 (proposition)」と (14b)「提案 (proposal)」はさらに、以下の二つの中間度をもった尺度に分類される。

- (15) a. proposition
1. degrees of probability: 'possibly/probably/certainly'
  2. degrees of usuality: 'sometimes/usually/always'
- b. proposal
1. degrees of obligation: 'allowed to/supposed to/  
required to'
  2. degree of inclination: 'willing to/anxious to/  
determined to'

(15)の分類からわかるように、(15a) proposition には probability と usuality が含まれており、これが MODALIZATION という術語で呼ばれ、(15b) proposal には obligation と inclination が含まれているので、MODULATION と呼ばれるのである。即ち、この2つの関係をさらに明確にすると以下のようなになる。



ハリデイは機能的観点から MODALITY という概念を再考し、その結果 (16) に見られるような分類をしたが、これを従来の伝統的な Root Meaning と Epistemic Meaning にあてはめると、MODULATION が RM を、MODALIZATION が EM を表わしていることになる。このことは、ハリデイの新しい枠組みから MODALITY を見直そうとしても、結局英語のように、1つの語彙で2つの異なった意味解釈をしなければならない場合は、このような2つの異なった概念を提唱しなければならない、という基本的な問題に戻ってくることを物語っているようで、興味ある問題である。しかし、ここで留意すべき点として挙げたいのは、先述のごとく、ハリデイ (1970) では MODULATION を経験的意味をもつ観念構成的機能というメタ機能で取り扱っていたのに対し、ハリデイ (1994) の IFG では MODULATION と MODALIZATION は MODALITY というひとつのシステムのもとで、'Clause as exchange' として扱われている点である。このことは、2つの概



b. ROOT meaning = MODULATION = addressee absent

Epistemic meaning = MODALIZATION = addressee present

addressee と RM, EM との関係を日英語の対照表で表すと、以下のようになる。

(18)

		MUST	CAN	MAY	WILL	SHOULD
RM	Eng	obligation	ability	permission	intention	obligation
	Jap	ねばならない	できる	してもよい	するつもり	すべきだ
ADD		+A	-A	+A	+A	+A
EM	Eng	necessity	permission	possibility	probably	probably
	Jap	違いない	してもよい	かもしれない	するだろう	はずだ
ADD		-A	+A	-A	-A	-A

(18)を見る限り、CANを除いて<sup>11</sup>、RMには[+A]が、そしてEMには[-A]が表れることから、この二つの分類は addressee というパラメータさえあればその意味解釈は正しくできるように思われる。とすれば、助動詞を含むモダリティーの解釈には RM と EM という2つの異なったレベルを設定する必要はなく、単に、addressee の在、不在で十分理解できることになる。先述のごとく、日本語の場合は RM, EM のそれぞれの意味解釈を担う異なった語彙が用いられていることから、話し手は話す内容・状況・場面、即ち addressee に対して、適切な語彙を選択していることになる。この語彙の選択を行っているのが、addressee との関係であるといえる。

## V おわりに

本論では英語の助動詞を含むモダリティーの意味解釈について、従来の RM, EM という観点からの分析、また、ハリデイの MODALIZATION, MODULATION という概念からの分析に対し、日本語の助動詞を対照分析することにより、極めて機能的な観点から、この二つの分析の基になっているのは、addressee であるということを論じた。

日本語の分析も含め、言語の分析にはともすれば、幅広く分析が行われている枠組みを通して、それに無理矢理適応させようとする分析法が行われているという現状は否めない事実である。しかし、古くはギリシャ・ラテン文法の枠組みで、英文法を分析しようとして、多くの弊害が出たのと同じ様な間違いを、再び日本語の分析に犯してはならない。

例えば、英語と日本語の助動詞の機能についてみても、この2つは根本的に異なっているのである。英語の助動詞における最も大きな特徴は、それが話し手の聞き手に対する態度を左右する意味でのオペレーターになりうるといふ点であろう。<sup>12</sup> 即ち、英語の場合は以下の例に見られるように、must, can, may などの要素がそれぞれの位置を変えることによって、(19a) のように「話し手は聞き手に対して、情報を与える」のか、あるいは(19b) のように「情報を求める」のかを決定する機能をもっているのである。

(19) a. information giver

Bill must be smart.            S Aux.V Main V. Comp.

b. information seeker

May I come tomorrow?    Aux.V. S Main V. Adjunct.

さらに、information giver/seeker という機能の他に、助動詞である、must, may などがその機能に携わっていることから、この助動詞が、聞き手

に対して、どのような意味的機能、即ちモダリティーをもつのかということが問題にされる。したがって、ハリデイのいうように、MODALIZATIONとMODULATIONというような意味解釈を伴ったシステムの選択という結果になるのである。

一方、日本語の場合は、(14a, b)は以下の(15a, b)になり、そこでは助動詞は決してオペレーターとしての機能をもつものではない。

(20) a. ビルは 賢いに 違いない。 S Comp Aux.V

b. 明日 伺っても よろしい でしょう か

Adjunct S Main.V Aux.V Q.

日本語では information giver/seeker の違いは語末に表れる「か」という疑問助詞がその機能をもつ。したがって、英語のように、助動詞「違いない」や、「してもよい」が主語との倒置をおこして文頭に現れることはないのである。このような一見自明の理に思われる日本語の構造も、英語との対照によって明らかになるのであるが、このような違いがあるにも関わらず、英語の分析の枠組みで日本語の分析を行うべきではない。したがって日本語の助動詞を含む、モダリティーについても独自の枠組みで今後の考察がなされることが望ましいといえる。言語の分析には様々な接近法があるが、結局は「人間が言語を使用するにあたり、どのような状況に置かれているのか、その結果どのような表現が具現してくるのか」を探るべきであると思われる。この機能主義的な観点に立てば、何が言語の普遍的視点からの分析結果で、また何がある言語特有の視点からの分析結果であるかが、自ずから見えてくるはずである。たとえ、同じ枠組みであっても、先駆者の分析法をよく考察し、それぞれの分析対象にしている言語に一番適切な分析法を見いだすことが、今後の言語分析に課せられた使命であろうと思われる。その意味で、本論が少しでも今後の研究に役立てば筆者の喜びとするところである。

## 注

- 1 Coates, Jennifer (1992) "The Expression of Root and Epistemic Possibility in English" in Bybee, Joan and Suzanne Fleischman eds. *Moodality in Grammar and Discourse* pp. 55-66
- 2 たとえば朝鮮語でも、日本語と同じく「義務」を表わす「なければならない」には“*ojahada*”を用い、「断定」をあらわす「に違いない」には“*ur t oida*”という異なった表現形式を用い、また、それらが現われる位置は日本語と同じく語末である。詳しくは梅田博之・村崎恭子「現代朝鮮語」『講座日本語・外国語との対照Ⅱ』pp. 161-177を参照のこと。
- 3 Coates (1992) p. 55
- 4 安井稔 (1976)「英語におけるモダリティーについて」『文芸言語研究・言語論 1』
- 5 安井稔 (1976) p. 1
- 6 Halliday (1970) "Functional Diversity in Language as Seen from a Consideration of Modality and Mood in English" *Foundation of Language* 6 p. 326
- 7 Halliday (1970) p. 328
- 8 規定型とは Finite の訳語であり、これは命題を規定する機能があるので、このように呼ばれる。これには二つの機能があり、一つは「話しの内容の時制を表わすもの」で、今一つは「話し手の判断を表わす」ものである。前者の例としては *an old man was crossing the road* における *was* であり、後者の例は *it can't be true* における *can't* であり、これが *modality* とよばれる。詳細については Halliday, M. A. K. (1994) *An Introduction to Functional Grammar (=IFG)* second edition pp. 75-76 を参照のこと。
- 9 Halliday *IFG* pp. 88-92
- 10 ここでの「節」という術語、通常は「文」にあたるものであるが、ハリデイが「節」を「文」と区別して用いるのはよく知られていることで、本論でもそれに従うこととする。
- 11 *Can* の場合は 900A.D.以前の古英語における本動詞 *cunnan* としての意味は“*to know*”であったことから、他の助動詞とは少なからず異なった変遷を経て、現在の意味が確立されたものと思われる。すなわち、*can* の古形 *cunnan* のみが *be able*, *be possible*, *be obliged to* などの現在の助動詞としての意味を全くもっていなかった。それに対して、古英語 *magan (may)* には *be permitted* が、また *motan (must)* には *be obliged* や *be permitted*, など現在の助動詞とはほぼ同じ意味を担っていたのである。したがって *can* には本動詞としての意味と、その後が発達した助動詞の意

味との間に大きな差が生じたために、現代英語としての助動詞の意味 be able が確立された後も、RM の解釈には addressee (A)をとらない用法が残存したのではないかと思われる。言い換えれば、can にも may にもみられるように、助動詞としての be able や be permitted の意味が古英語の時代から備わっていれば、RM には permissiopl<sub>n</sub>=+A, EM には ability=-A という解釈が適用され、本論で展開した筆者の論旨に適合するのではないかと思われる。要するに、can については他の助動詞とは根本的に異なる語彙であることから例外とならざる点を理解すべきであろう。

- 12 ここでのオペレーターとは S と V, あるいは S と Aux. v.において、その語順が入れ替わることにより、平常文と疑問文が構成され、異なった意味内容、即ち information giver か information seeker かをあらわしうる機能をもつものをいう。